

一般財団法人武蔵野市開発公社 PENNY LANE GALLERY 事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビルA棟内の一区画をPENNY LANE GALLERY（以下、「PLG」という。）として貸し出す事業（以下、「PLG事業」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第2条 公社は、武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番16号内（区画126号）においてPLG事業を行うこととする。

（使用内容）

第3条 街の活性化、にぎわいの創出に帰する事業及び文化性等を有する事業として、公社理事長（以下「理事長」という。）が認める内容について、PLG事業該当区画を使用することができる。

（休止期間）

第4条 PLG事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中とする。

（使用期間）

第5条 PLG事業の期間は、別表1に定める使用期間において利用できるものとする。

（使用申請）

第6条 PLGの使用を希望する者は、PLG使用申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第7条 理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、PLGの使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第8条 前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表1に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 理事長は、別表 2 に定める使用者について、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可)

第 10 条 理事長は、前項の規定により PLG の使用を許可する場合には、PLG 使用許可証 (第 2 号様式) を交付するものとする。

2 理事長は、第 8 条の規定により、使用料の納入が認められた場合は、PLG 使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の中止)

第 11 条 使用者が使用の中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

(1) その使用する日から起算して 31 日以上前 使用料の 100 分の 100

(2) その使用する日から起算して 15 日以上前 使用料の 100 分の 50

(3) その使用する日から起算して 14 日以降 返還なし

2 前項の起算日が公社休業日の場合、翌営業日とする。

付則

この要領は令和元年 5 月 7 日から施行する。

付則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条及び第 8 条関係)

使用料	使用期間	使用時間
1 単位あたり 55,000 円	金曜日から翌週木曜日まで の 7 日間で 1 単位	10～21 時

消費税等含む

別表 2 (第 9 条関係)

対象	減免条件
コピス吉祥寺が主催する販売促進事業	免除
コピス吉祥寺又はコピスエフエフのテナントが行う事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額
学生の身分が証明できる者が行う事業	使用料の額の 100 分の 50 に相当する額